

**労働関係情報 CU掲示板** 2021年11月25日

お知らせや友人、団体、組織内での転送、回覧を、よろしくお願ひします

● **インボイ NO 業者追い込む負担増 東京土建一般労働組合小番**

**書記長に聞く** ... <https://ameblo.jp/mari223oda/entry-12706184366.html>

野田市議員 おだ真理(共産)の ブログから 10月 26日

● **関西大と違法残業告発の付属校教諭が和解 解雇撤回で 大阪**

**地裁** <https://mainichi.jp/articles/20211019/k00/00m/040/127000c>

学校法人「関西大学」(大阪府吹田市)の付属学校の教諭だった50代男性が4年前、違法残業の実態を労働基準監督署に申告した後に解雇されたのは不当だとして、法人に解雇の無効と計100万円の慰謝料などを求めた訴訟が、大阪地裁で和解したことが判明した。和解は9月30日付。法人側が解雇を撤回し、退職扱いとする内容で合意した。

毎日新聞 10月19日 ● **東り伊丹工場偽装請負事件 大阪高裁で逆転、**

**完全勝利判決** → <https://hatarakikata.net/15961/NPO法人働き方ネットASU-NET> 11月17日

● **文通費は抜本見直し 政党助成金にメスを/小池書記局長が**

**会見** [https://www.jcp.or.jp/akahata/aik21/2021-11-17/...](https://www.jcp.or.jp/akahata/aik21/2021-11-17/)

・日本共産党の小池晃書記局長は11月16日、国会内で記者会見し、文書通信交通滞在費(文通費)について、「日本共産党は以前から抜本的に見直す必要があると繰り返し要求してきた」と・・・ **しんぶん赤旗 11月17日**

● ☆ JILPTリサーチアイ 第70回 **「働く女性の更年期離職」** JILPT 客員研

**究員・日本女子大教授 周 燕飛 (11月5日)** 誰にでも訪れる更年期。個人差はあるものの、女性の場合、平均閉経年齢(50-51歳)の前後5年間に、体力の低下や精神的落込み、睡眠障害、体の痛みなどの更年期症状に悩む人が多い。こうした更年期症状による体の不調は、とりわけ働く女性にとって大きな試練である。

[https://www.jil.go.jp/researcheye/bn/070\\_211105.html?mm=1728](https://www.jil.go.jp/researcheye/bn/070_211105.html?mm=1728)

「更年期と仕事に関する調査2021」(NHKとの共同企画)

<https://www.jil.go.jp/tokusyuu/covid-19/collab/nhk-jilpt/index.html?mm=1728>

● ◎ヤマハ英語講師ユニオンの闘いから見えてきたもの

<https://hatarakikata.net/15987/> 脇田滋@元龍谷大学です。多くの方に、是非、読んでいただきたい記事をAsu-net(11月6日)ブログにアップしました。

● 「立憲は、共産党と共闘したために敗北した」のか 11月9日

<https://blog.goo.ne.jp/mouri-m/e/dbf7f410462d9ea329b285d6bf0eed2a>

小選挙区 48→57 比例区 62→39 合計 110→96

比例で公示前勢力 62 を維持し、小選挙区で今回 1 万票以内の差で 自民党に敗れた 31 名 (赤旗日曜版 11 月 7 日号一覽表付き記事) が当選していたなら、小選挙区 88、比例 62、合計 150 となり、他方、自民党は実際の獲得議席 261 を少なくとも 31 減らした 230 となり、岸田総裁が超低めに設定した目標「単独過半数 233 以上」を確実に割っていた。 [毛利正道のブログ > \(goo.ne.jp\)>](#)

● ☆『労働関係法規集 2021 年版』発売中！ 主要な労働関係法規を持ち運び

に便利な分量・判型に収めたコンパクトサイズの法規集です。2021 年版では「公益通報者保護法」「労働者災害補償保険法」「雇用保険法」等の改正のほか、「労働者協同組合法」「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」等を新規収録しています。【B6 判変型 1,070 頁 定価：1,650 円 (本体 1,500 円) 3 月 25 日刊行】

<https://www.jil.go.jp/publication/ippan/houkishu.html?mm=1727>

● 【立ち読み 知識 ⑬】 ● この三か月間の営業売り上げ金を取ってくるか、お前が

払うまで辞めさせないし家へ返さないから、明日までにけりを付けろ、と。【回答】憲法第 18 条違反の奴隷的拘束です。脅迫、監禁、心身の自由を不当に拘束し、労働者の意思に反した苦役を強制する労基法第 5 条の強制労働の禁止に該当です。この違反は、10 年以下の懲役、3000 万円以下の罰金 (同 117 条) です。すぐ逃げ出し、組合に相談を。

CU(コミュニティユニオン)東京 〒170-0005 東京都豊島区 南大塚 2-33-10

東京労働会館 1 階 TEL 03-3946-9277 FAX 03-5395-3242

(組合費 月 2000 円、内 1000 円は労働共済費。協力組合員 1000 円。駆け込み寺機能と、まともな労使関係をめざし、当面、首都で個人加盟 3 千名を目標に拡大中。

中小企業家との共同・連携、市民と野党の共同も追及。詳細は CU 東京の HP をどうぞ。お問い合わせ・情報のご提供は、直接ご返信 [m-maezawa-dan@jcom.zaq.ne.jp](mailto:m-maezawa-dan@jcom.zaq.ne.jp) か、CU 東京 [maezawa-dan@cutokyo.jp](mailto:maezawa-dan@cutokyo.jp) 前澤 檀まで)